

町立保育所民営化検討委員会(第6回)

第6回町立保育所民営化検討委員会は、次の内容で行われました。

- 日 時 平成 19年11月26日(月)午後2時
- 出席者 民営化検討委員会委員 12名 事務局 5名
- 場 所 勝浦町役場 第1会議室

・委員長あいさつ

■ 議 事

- 勝浦町立保育所のあり方についての答申(案)について
- 今後の町立保育所民営化検討委員会の進め方について
- 勝浦町立保育所のあり方についての答申について
- 答申提出方法について

■ 検討委員会で出された主な意見

【委員長】お手元に勝浦町の保育所のあり方について答申(案)は配布されていますが、今日はこれについて確認をしたいと思います。

❖委員長が読み上げる。全委員にて答申案確認を行う。

【委員】1番で、一層の効率性の高い保育所の運営を求められていること、とありますが、『一層の効率性の高い』意味について、教えてください。

【委員長】効率性の高いとは、平たく言うと、付け足すことがあると思いますが、無駄がないということです。という意味で効率性という言葉が使われているのですが、公の組織を民間に委ねる、保育所や郵政省、社会保険庁などの話が現在あると思います。商業主義があり、又民の力を借りて効率性を高めていくという方策が、民営化の考え方の根本にある部分です。では、フォーカスを、焦点を絞って本質の話に当てはめていくと、今のところ、首長が予算を決めて、町立保育所として運営をしているのですが、今回の民営化の目的は、その予算の範囲内で、もっと創意工夫を凝らして保護者の皆さんの要望に答えることにありま

す。そのためには、逆に言うと、今の町立保育所のある意味無駄が生じてくる、運営の無駄を法人の考え方、力を借りてなくしていくというのが、1つの大きな目標になろうかという意味で、一層の効率性の高いという言葉を使わせていただきました。

【委員】それぞれの運営主体が競争できる環境を準備する必要があることというのは、もしかしたら生比奈と横瀬は別々の経営者になることがあるということですか。それとも同じ経営者なのですか。

【委員長】この場合、どこになるかは分かりませんが、仮に別々の法人さんが参入してくるとすれば、それは競争できる環境にあるでしょうし、1つの法人が独立の園を設けても、やはり競争できる環境にあると思います。例の1園本園、1園分園とした形を排除するために競争環境という言葉方をさせていただきました。今町立の保育所だと、やはり次長先生の元に同じような保育の内容が頒布されるというのが大事だと思いますし、逆にそれでみなさんが安心してそれぞれに預けられていると思います。しかし、お互いが自分達のポリシーを保護者に説明をして、もしかしたら少々遠くてもそっちの方が良いという状況を作るという事も重要であり、それが市場に通る、市場で競争してもらおうという意味ですが、その場合には、官対民の競争では公平な競争とは言えなく、民対民の競争を作ることが大事だと思いますので、そういうことをニュアンスとして込めてあります。

【委員】選定委員会を設置し、とありますが、この選定委員会というのはこの委員会ですか。

【委員長】はい、今日の議事である、今後の委員会の進め方について私から提案をして、またご承認していただく予定の内容ですが、このメンバーで基本的に選定委員会に移行することを考えています。

その名称は、保育所のあり方検討委員会というのもおかしな話ですし、具体的には移管要項を定めて、移管要項というのは保育所の理念を書いてもらったり、あるいは保育に関する考え方を書いてもらったりする募集要項のことですが、その募集要項を作るときにこういった法人に来てくださいというのを明確にする必要があります。したがって保育のあり方について、議論したメンバーで移管要項を作るのが適切だというふうに考えていますので、名称は変わりますが、もしご承認いただきましたらこのメンバーで選定委員会に移行したいと思います。

【委員】2ページ目が少し分かりにくい所があるのですか。

【委員長】何を表現しているかという、保護者からの要望があるきめ細かいサービスを実施する際に、これは、民間の法人が仮に実施するといった場合に、具体的に言うと、病後児保育等を実施することです。民間の法人が仮に病後児保育を行うとなった場合、まずお部屋を設けて入り口を開けることが大前提となり、そのためには、町の施設だと、町長の決裁なしにこの庁舎を変えるということが出来ないのも、ほぼ絵に書いた餅になってしまいます。ですので、建物は法人さんにといいことで、大工さんに来てもらって補修、整備をしてもかまわないということ想定して書いていますし、そのほかいろんな教育に関する課題、それにもし提案があっても出来ないような状態を避ける、そういう意味でも、そっくり無償で渡してご自由にお使いください、そのほうが早いという意味で書きました。だから、きめ細かいサービスの意味は、念頭に置いているのは病後児保育ですが、その他勝浦町独自の事情を汲んで、教育的な部分そういった所を想定して書かせていただきました。

【委員】大規模修繕の場合想定は。

【委員長】これは逆に事務局の方が詳しいと思いますが、大規模修繕する場合には、児童福祉法56条に関係して来ます。

【委員】補助金を活用して、改修するということですね。

【事務局】2回目の会でご紹介させていただいたと思うのですが、施設整備をした時には、町が実施したら借金と町費単独で実施しなければなりませんけれども、民間の認可保育所がする場合でしたら国の補助が2分の1受けられますし、町から4分の1ほど受けられますので、補助制度がある程度充実しております。

【委員長】残り4分の1が法人さんの負担であるということですね。

【委員】2ページ目の実施時期についてですが、移管法人の選定の前に保護者説明会が入るべきではないかと思います。移管法人が決まってから保護者に説明するというのはどういうことですか。遅くないですか。

【委員】もしここ(実施時期の文章の中)に入れたら(保護者の説明会という重要な表現)が埋もれてしまうので、(保護者の説明会を)外に出していると考えられます。ですので、順番的には(委員さんのおっしゃったよう

に) 来年早々には保護者へのご説明に回らなければいけないし、又いろいろな情報が入り次第、その都度説明をしていかなければいけないと思います。

【委員長】では、理解が不可欠であるためを、理解を得た後にするというのはどうですか。

【委員】それが一番大切ですね。

【委員長】では、保護者を得た後に、変更し、その説明は(4)としましょう。

【委員】提供される保育サービスの内容が、保護者に満足されるようにとあるのですが、保護者にとりあえず案として保護者の後に(児童)を入れたいと思います。

【委員長】入れますか。入れるとすれば保護者(児童)というようにしましょうか。わかりました、とりあえず案として保護者の後に(児童)を入れたいと思います。

しばらく時間をおきますので、文言を一通りもう一度お読みいただきまして、何かございましたらお願いしたいと思います。

❁ 答申の訂正箇所の確認

【委員長】みなさまご異議ございませんでしょうか。

それでは、答申案を本委員会の答申とさせていただきます。4、答申方法について、実はみなさんそろって町長室にお越しいただきたいのですが、皆様お忙しいと思いますので、ご異議がなければ委員長の私と副委員長の細川さんとの2名で町長さんにお会いするようになりたいと思いますが、その点についてはご承認いただけますか。それで日程についてですが、お忙しい町長さんの日程をすでに確保されておりますので、事務局の方から日程の日時についてご紹介いただけますでしょうか。

〈異議なし〉

【事務局】12月3日の午後3時から答申を出していただく日程となっております。

【委員長】12月3日、来週1週間先ですけれども、この答申文を読み上げます。

報告しますまで読んで、以下の通りと読み上げます。
それでは、町長さんにこの3枚紙を私と副委員長さんで代表してお渡しするということで決めさせていただきます。
どうもありがとうございました。

答申がまとまりました後、今後の進め方を私の方からご提案させていただきたいと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

これから、12月3日この答申文を町長さんにお渡しして、その後この答申文をどう取り扱うかは町長さんの意思決定に委ねられていることはお話しした通りです。

そして、川端議長さんからご指摘がありましたように、保育所の説明、職員さんに対する説明、また保育所に預けられている保護者に対する説明会を町と福祉課の方で主催をして実施していただくことになっています。先行して12月には町議会の予定が入っています。福祉課の方では、これから移管要項案というのをさせていただく事になります。移管要項案というのは、前回も今日も最初にお話しましたように、前回他の自治体の例が(資料に)含まれていましたが、どういうふうな要件をもって勝浦の保育所を民間にお渡しするか、そういったものを取りまとめた冊子でございます。

その作成作業がほぼ終わりましたら、町長さんが我々をお願いしている諮問事項というのは、勝浦町立保育所のあり方と表題として諮問をいただいています。先の諮問書として移管に当たって適切な法人を選定されたい、というふうな形で頂戴することになろうかと思えます。

そのようになった時、以後は委員会の名称を変更するような形になると思えます。委員会の名称を勝浦町町立保育所移管先選定委員会という名称に変更する予定になっています。

それはいつから始まるかという、保護者の説明会と保育所の説明会でほぼ納得して、説明がきちんと出来て、まったく民間移管反対だという意見があればそれでおしまいですが、それが無い場合、大体お正月が明けまして20年の1月末ぐらいを目処にして、この会議で再度お集まりいただくことになります。それから後、3月末までに事務局で作っていただきました移管要項案の説明を受け、保護者のアンケートを移管要項案に反映されているかどうか、すなわち保護者の要望がある程度集約されましたので、その内容の移管要項がその応募の法人の要件に整っているか、民間の工夫を書けるような要項か、3つ目、信頼できる社会福祉法人か、あるいは児童福祉施設の運営

実績(乳児院なども含まれます)がきちんと我々の目を見て大丈夫だなということを選定できる要項案、すなわち法人の考え方をきちんと我々が評価出来るような要項案にする必要があります。それに向けて検討を加えてまいります。

もう1つの仕事は、採点表の検討であります。要項の個別の項目を今度は点数化して、事務局を除いて全委員の皆さんで合計の最も高い点数を得た法人に保育所の移管をするということを想定していますので、採点表、それを作る必要があります。5段階評価など、通知表みたいなものですね。それを検討していきたいと思います。もちろんこの個別採点表は、それぞれ項目に重みがあります。他の自治体の例などを見ても、やはり信頼できる法人と認められた場合には、その採点は重くなるそういった仕組みになっています。その採点表を確認していきたいと思います。

20年3月の末、年度末でございますが、ここで検討した移管要項、それから採点表を確定する作業を行います。それらの要項案の内容が今特定の法人に知られると不公平になりますので、極秘扱いとさせていただきます。とはいっても、要項案を練っているときに、生の物を持って帰って、保護者会で順次報告していただいても結構です。内容は、口外しないように考慮していただければ結構だと思います。このように作成していきます。

20年度の予定ですが、私どもで用意いたしました移管要項を福祉課の方で公表してもらいます。それで、社会福祉法人を集めて役場で説明や資料などを配っていただきます。

場合によっては応募する法人に、移管する保育所2か所ありますが、そこに見学に行ってもらうことを想定しています。園の規模や施設の改修の同意性などを確認していただきます。

その後、応募法人が決まりましたら、プレゼンテーションをしてもらいます。こういうふうな予算でもって保育所を運営しています。保育士の配置はこういうふうな事を考えています。こういったことを実際保育所の内容を聞き、採点表を記入します。

それで、だいたい7月頃を目標にこの作業を終わりたいと思います。その結果、生比奈保育所は〇〇法人に、横瀬保育所は△△法人に移管するのが適当だと判断をします。そういった内容をお渡しできれば非常に丸くおさまりますが、法人がない場合もありますね。勝浦の状態が非常に厳しいので、公の力を借りなければ保育所は運営出来ないという話があります。また、最悪の想定をしているのですが、どちらか片一方手を挙げる法人がいて、どちらか片一方手を挙げないと

いう場合もありえます。その場合は、2か所とも民間移管という話ですけれども、ここでまた選定委員会の議論が最初に戻る必要があると思います。これはまた3月までに方向を議論していかなければいけないのですが、そういった想定もされるという事です。

話を戻しますが、移管先法人が決まりましたら、移管協定書を締結して、夏休みが終わりましたら、3者協議会を開催し、21年度は合同保育になると思います。

以上のような内容が今後の進め方ですけれども、まとめますと、基本的にこのメンバーで検討委員会に組織し直して、移管要項案と採点表を作成して、移管法人を2か所とも発見する仕事でございます。それでその法人が適切であるかどうかを我々も見て安心して保育所運営を任せられる法人であるということを認める手続きでございます。

その他その役割をこれから検討していきたいと思えます。

もちろんその大前提として今日ご承認いただきましたこの答申を町長さんにお返して、町長さんがこれを尊重して、保育所について保護者の皆様方に説明をしていただくことが必要です。

以上のような手続きを予定しております。

この件についてしばらくご審議していただきたいと思えます。

【委員】私は今横瀬保育所の保護者会の会長ですが、来年の3月末で子どもが退所します。4月から保護者会の会長でなくなるのですが、そういった場合はどうなりますか。

【事務局】保護者会等の中で了解を得れば、そのまま引き継いでやっていただきたいと思えます。

【委員】下の子どもはまだ2歳なので、来年保育所には入れる予定がないので、保育所とまったく関係がなくなってしまうのですが。

【事務局】今まで研究してきたメンバーでないと、新しくいきなり委員になられても流れが分かりづらいのではないかと思います。来年は保育所とは関係がないとは思いますが、将来的にはまた(お子様が)保育所に行かれるということなので、そのお子様を思って選定に参加していただけたらと思えます。

【委員長】あて職にするよりも個人委嘱したほうがいいと思えますね。

もちろん、採点は生比奈のことについても横瀬の方に参加していただきますし、横瀬の採点も生比奈の方に参加していただき、その全員の合計を出します。そういうことでよろしく願いいたします。

【委員】説明会でみんながどの程度賛成してくれたらいいのかが分かりにくいというのがあるのですが。

【委員】反対の人は、実際何人かいると思います。でも質問されたらそれに十分説明をし、それで理解してもらう以外ないと思います。

【事務局】一回で全員の方が理解していただくことは難しいし、それぞれ意見はあると思うのですけれど、いろいろ選定の法人とか現実とか体制を見ながら理解を得ていく形になると思います。

□ 閉会のあいさつ

【委員長】次回は、移管要項案を検討する、移管先法人選定委員会という形でお集まりいただきたいと思ひますし、そのとき、また事務局と相談して行きます、私が議事を進行していいのか、あるいは別に町長さんから諮問を頂戴するのか、それらを含めて詰めておきたいと思ひます。

以上長々となりましたが、次回皆様方にお目にかかるのは、年明けよりかなり先になるかと思ひますが、ひとつまたご協力のほどお願い賜りたいと思ひます。

最後になりましたが、本日滞りなく議事が終わりました、とりあえず勝浦町の保育所を市場に通すという形にまとまりましたことを私自身もありがたく感謝いたしまして、今後の委員会の皆様の活発なご意見を期待いたしたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。